

柴田町介護保険住宅改修工事実地調査要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険の住宅改修の対象となる住宅に当該職員が訪問し、住宅改修費支給要件を満たしていることの確認又は申請工事内容と施工内容が相違なく適切に施工されていることを確認することにより、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費（以下「介護保険住宅改修費」という。）の給付適正化及び利用者の保護を目的とする。

(実施主体)

第2条 この介護保険住宅改修工事実地調査（以下「本調査」という。）の実施主体は柴田町とする。

(調査対象者)

第3条 本調査対象者は、介護保険住宅改修事前確認申請又は介護保険住宅改修費支給申請をしている居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「申請者」という。）とする。

(対象工事)

第4条 町長は、申請者に対し、次の各号のいずれかに該当し、実地調査が必要と認める場合に、本調査を行うことができる。

- (1) 住宅改修工事着工前に介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第75条第1項第1号から第4号までの書類又は規則第94条第1項第1号から第4号までの書類の提出を受けた場合において、当該住宅の状況、改修工事内容又は施工方法につき提出された書類等では介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項及び第2項又は法第57条第1項及び第2項に定める支給が必要である要件が確認できない場合
- (2) 住宅改修工事完了後、規則第75条第1項第1号から第4号までの書類又は規則第94条第1項第1号から第4号までの書類の内容及び施工内容が相違なく適切に施工されていることを、次号に定める書類の提出を受けるまでに、施工状況を確認する必要があると認める場合
- (3) 住宅改修工事完了後に規則第75条第1項第5号から第7号の定める書類又は規則第94条第1項第5号から第7号までの書類の提出を受けた場合において、当該住宅改修工事が規則第75条第1項第4号又は規則第94条第1項第1号から第4号までに定める書類の内容との適合性や施工状況について提出された書類等では法第45条第1項及び第2項又は法第57条第1項及び第2項に定める支給が必要である要件が確認できない場合
- (4) 介護保険住宅改修費の支給後に支給要件を満たしていないことが判明した場合又は当該支給に係る住宅改修工事において疑義が生じた場合について、提出された書類等では法第45条第1項及び第2項又は法第57条第1項及び第2項に定める支給が必要である要件が確認できない場合
- (5) 前各号に定めるほか町長が特に必要と認める場合

(調査実施時期及び調査内容)

第5条 本調査については、以下の調査区分に従って実施するものとする。

| 調査区分 | 調査実施時期 | 調査内容 |
|-----------------------|-----------------------------------|---|
| ① 承認前調査 (前条第1号第1項) | 事前確認申請があった工事を事前承認前に調査 | 住宅改修工事に係る住宅の状況、計画内容、施工内容の不明点を調査する。 |
| ② 完了後調査 (前条第1号第2項) | 工事完了後、支給申請書提出前に調査 | 事前申請内容と実際の施工内容との整合性や施工状況を調査する。 |
| ③ 支給前調査 (前条第1号第3項) | 住宅改修工事完了後に支給申請書が提出されたものを、支給決定前に調査 | 住宅改修工事完了後に支給申請のあったもので、申請内容と施工内容との整合性や施工状況を調査する。 |
| ④ 支給後調査 (前条第1号第4項) | 住宅改修費を支給したものを事後に調査 | 住宅改修費の支給後に、申請内容と施工内容との整合性や施工状況を調査する。 |

(調査時間等)

第6条 当該職員が本調査業務に従事する日は、柴田町の休日を定める条例（平成元年柴田町条例第28号）に規定する町の休日以外の日とし、本調査業務に従事する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(調査業務等)

第7条 当該職員は、本調査を実施した場合は、調査結果を介護保険住宅改修工事実地調査報告書（様式第1号）に記録し、遅滞なく町長に報告しなければならない。

2 当該職員は、申請者等に対して質問し、又は報告を求める場合においては、法第23条、第45条第8項及び第57条第8項に基づいて行うものとする。

3 当該職員は、本調査の実施にあたり、業務上知り得た申請者等の秘密を漏らしてはならない。

4 当該職員は、本調査の際には、身分証明書を必ず携行し、申請者等に示してから本調査を実施する。

5 当該職員は、本調査の実施において問題等が生じた場合は、直ちに町長に連絡し、連携しながら適切な対応を図る。

(実地調査結果の活用)

第8条 前条第1項に基づいてなされた報告により、介護保険住宅改修費の支給要件が確認できないと町長が認める場合においては、申請者等に対して当該支給に関して必要な措置を講ずるよう求めることができる。

2 前項により必要な措置を講ずるよう求めた場合は、町長は介護保険住宅改修費の支給にあたって当該措置を講じたこと及びその内容について確認するものとする。

附 則

この要領は、平成21年8月1日から施行する。